



# 佐賀県公報

平成18年  
2月10日  
(金曜日)  
第12715号

## 目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

### 告示

○青少年に有害な図書等の指定	(七三・子ども課)	一
○児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定	(七四・障害福祉課)	二
○児童福祉法に基づく指定居宅支援事業の廃止	(七五・" )	二
○児童福祉法に基づく指定居宅支援事業所の名称の変更	(七六・" )	三
○身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定	(七七・" )	三
○身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業の廃止	(七八・" )	三
○知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定	(七九・" )	三
○知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業の廃止	(八〇・" )	四
○結核予防法に基づく指定医療機関の辞退	(八一・健康増進課)	四
○結核予防法に基づく医療機関の指定	(八二・" )	四
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定	(八三・河川砂防課)	五
○道路の区域の変更	(八四・道路課)	六
○" )	(八五・" )	六
○道路の供用開始	(八六・" )	六
○" )	(八七・" )	七
◎取引店及び緊急支払店の指定の一部改正	(八八・会計課)	七
公 告		
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(県民協働課)	七
○開発行為に関する工事の完了	(まちづくり推進課)	七
○上場Ⅲ期地区納所換地区換地計画	(農地整備課)	八
○佐賀空港消防業務委託に係る一般競争入札	(空港・交通課)	八
○県民だよりの印刷に係る一般競争入札	(用度管財課)	一〇

正 誤

## ○ 告 示

○平成十八年一月二十五日付け佐賀県公報第一二七〇八号中訂正

(総務法制課) 二

### ●佐賀県告示第七十三号

佐賀県青少年健全育成条例(昭和五十二年佐賀県条例第二十四号)第十三条  
第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十八年二月十日

佐賀県知事 古 川 康

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	17-267	別冊本当にあったHな話 3月号	(株)ぶんか社	18135-3	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
〃	17-268	これッ！本気H話 バカH 第24号 3月号	マイウェイ出版(株)	17423-3	
〃	17-269	これが本当！人妻のH話 もっとすごい本当のH話コレクション 3月号増刊	(株)バウハウス	18764-03 ㊦2006年3月21日	
〃	17-270	MAZi!【マジ!】 vol.24 3月号	ミリオン出版(株)	18275-3	
〃	17-271	コミック まあるまん 本当にあったHな話 3月号	(株)ぶんか社	13701-3	
〃	17-272	もっとすごい本当の出会いのH話 Vol.29 増刊Dr.ピカソ 3月号	(株)バウハウス	06636-03 L2006/3/17	
〃	17-273	メルティ・ムーン 虚月編	(株)マガジン・マガジン	47351-94	
〃	17-274	月刊 メルフレ ボンバー NO-058 3月号	KKベストセラーズ	08513-03	
〃	17-275	[月刊] ザ・ベストMAGAZINE ORIGINAL No. 99 3月号	KKベストセラーズ	04039-03	
〃	17-276	@BUNTA あつと・ぶんた! 3月号	(株)コアマガジン	11537-03	
〃	17-277	おとこの遊艶地 No.175 3月号	(株)リイド社	02065-03	
〃	17-278	Dr.ピカソ NO.132 3月号	(株)バウハウス	06635-03	
〃	17-279	話王 本当にあったHな話 80号 3月号	(株)ぶんか社	19819-3	

●佐賀県告示第七十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十八年二月十日

佐賀県知事 古川 康

一 指定年月日 平成十七年十月二十六日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 グッドフィールド有会社

所在地 鳥栖市元町千三百三十六番地六

三 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名称 ケアサービス童夢

所在地 鳥栖市元町千三百三十六番地六

サービスの種類 児童居宅介護

事業所番号 四一〇〇三〇〇七八一

●佐賀県告示第七十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成十八年二月十日

佐賀県知事 古川 康

一 廃止年月日 平成十七年十月三十一日

二 届出者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 合資会社ファーストプレサージュ

所在地 鳥栖市轟木町千三百六十八番地二

三 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名称 希望介護ステーション

所在地 鳥栖市轟木町千三百六十八番地二

サービスの種類 児童居宅介護  
 事業所番号 四一〇〇〇三〇〇〇五一一一八

●佐賀県告示第七十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成十八年二月十日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類 児童デイサービス	事業所の名称		所在地 鳥栖市弥生が丘二丁目 一三四番地	変更年月日 平成一七・八・一
	旧 社会福祉法人若楠児童デイサービス事業 つみき	新 社会福祉法人若楠若楠療育園		

●佐賀県告示第七十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十八年二月十日

佐賀県知事 古川 康

- 一 指定年月日 平成十七年十月二十六日
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 グッドフィールズ有限公司

所在地 鳥栖市元町千三百三十六番地六

- 三 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名称 ケアサービス童夢

所在地 鳥栖市元町千三百三十六番地六

サービスの種類 身体障害者居宅介護

事業所番号 四一〇〇〇一〇〇一〇九一一六

●佐賀県告示第七十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成十八年二月十日

佐賀県知事 古川 康

- 一 廃止年月日 平成十七年十月三十一日

- 二 届出者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 合資会社ファーストプレサージュ

所在地 鳥栖市轟木町千三百六十八番地二

- 三 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名称 希望介護ステーション

所在地 鳥栖市轟木町千三百六十八番地二

サービスの種類 身体障害者居宅介護

事業所番号 四一〇〇〇一〇〇〇八〇一一九

●佐賀県告示第七十九号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十八年二月十日

佐賀県知事 古川 康

- 一 指定年月日 平成十七年十月二十六日

- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 グッドフィールド有限公司

所在地 鳥栖市元町千三百三十六番地六

三 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名称 ケアサービス童夢

所在地 鳥栖市元町千三百三十六番地六

サービスの種類 知的障害者居宅介護

事業所番号 四一〇〇〇二〇〇一四三一四

●佐賀県告示第八十号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成十八年二月十日

佐賀県知事 古川 康

一 廃止年月日 平成十七年十月三十一日

二 届出者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 合資会社ファーストプレサージュ

所在地 鳥栖市轟木町千三百六十八番地二

三 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名称 希望介護ステーション

所在地 鳥栖市轟木町千三百六十八番地二

サービスの種類 知的障害者居宅介護

事業所番号 四一〇〇〇二〇〇〇九二一一三

●佐賀県告示第八十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定を辞退する旨の届出があった。

平成十八年二月十日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	辞退年月日
副島産婦人科医院	佐賀市松原四丁目六番三四号	平成一七・六・三〇
医療法人弘佑会福田内科医院	佐賀市神野東三丁目一四番二六号	平成一七・八・三一
飯盛内科	佐賀市多布施二丁目六番二四号	"
グリーンクリニク	佐賀市駅前中央二丁目五番一〇号	"
草場整形外科	佐賀市赤松町一番九号	平成一七・一〇・三一
医療法人鶴田整形外科	小城市牛津町勝一二四一番地六	平成一七・八・三一
リウマチクリニク二	小城市牛津町上砥川一七四番地八	"
有限会社久保田薬局	佐賀郡久保田町大字徳万一六三九番地一	平成一七・一〇・三一
井上胃腸科外科医院	"	平成一七・一二・一一
富士大和温泉病院	佐賀郡富士町大字梅野一七二一番地一	平成一七・九・三〇
三瀬村国民健康保険診療所	神埼郡三瀬村大字藤原三八八二番地六	"
医療法人有吉医院	鳥栖市宿町一二四七番地四	平成一七・六・二〇
薬師川脳神経外科クリニク	鳥栖市轟木町一五八五番地一	平成一七・七・三一
いのうえ内科クリニク	唐津市町田一丁目八番五号	平成一七・八・三一
福田医院	唐津市呼子町呼子一九五七番地二	平成一七・九・二一
篠田皮ふ科医院	武雄市武雄町大字富岡七九三〇番地	平成一七・七・三一
溝上薬局鹿島スカイロ―ド店	鹿島市大字高津原四二八八番地一	"

●佐賀県告示第八十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、

指定医療機関として次のものを指定した。

平成十八年二月十日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	指定年月日
飯盛内科	佐賀市多布施二丁目六番二四号	平成一七・九・一
医療法人アールアンドエー グリーンクリニック	佐賀市駅前中央二丁目五番一〇号	"
佐賀市立富士大和温泉病院	佐賀市富士町大字梅野一七二一 番地一	平成一七・一〇・一
佐賀市立国民健康保険三 瀬診療所	佐賀市三瀬村藤原三八八二番地六	"
草場整形外科	佐賀市赤松町一番九号	平成一七・一一・一
松本歯科医院	佐賀市柳町一番一二号	平成一八・一・一
鶴田整形外科	小城市牛津町勝一二四一番地六	平成一七・九・一
鶴田運動機能回復クリニック	小城市牛津町上砥川一七四番地八	"
いけだ薬局みなみ店	佐賀郡東与賀町大字下古賀一一二 四番地一九	平成一七・一二・一
きしかわ内科クリニック	佐賀郡東与賀町大字下古賀一一二 四番地一八	"
有限会社久保田薬局	佐賀郡久保田町大字徳万二〇五二 番地三	平成一七・一一・一
井上胃腸科外科医院	佐賀郡久保田町大字徳万二〇五四 番地二	平成一七・一二・二
ひかり医院	鳥栖市宿町一二四七番地四	平成一七・八・一
こやなぎ内科循環器科ク リニック	鳥栖市原町一〇七七番地一	平成一七・一二・一
スマイル歯科医院	三養基郡みやき町大字原古賀七四 五〇番地一	平成一八・一・一七
医療法人いのうえ内科ク リニック	唐津市町田一丁目八番五号	平成一七・九・一

くが歯科医院	唐津市相知町切八九八番地一	平成一七・一〇・一一
岩松歯科医院	唐津市刀町一五〇一番地四	平成一七・一一・一
医療法人立石医院滝川内 診療所	伊万里市東山代町滝川内一四七七 番地一	"
上有田整形外科クリニック	西松浦郡有田町上幸平一丁目三番 五号	平成一七・一二・一
ほのぼの薬局	西松浦郡有田町上幸平一丁目一二 〇一番地	"
口石やすひろ整形外科ク リニック	西松浦郡有田町中部丙六七三番地 一	平成一七・一二・一四
ヨシロー歯科クリニック	伊万里市立花町三四二七番地三	平成一八・一・一一
医療法人恕心会篠田皮ふ 科医院	武雄市武雄町大字昭和一一二番地	平成一七・八・一
西牟田薬局	鹿島市大字高津原三六〇九番地二 〇	平成一七・四・一
溝上薬局鹿島スカイロー 下店	鹿島市大字高津原四三二二番地二	平成一七・八・一
おおの薬局	杵島郡山内町大字大野六五七五番 地一〇	平成一七・一〇・一
キタ薬局	藤津郡塩田町大字馬場下甲一八四 五番地	平成一七・四・一
キタ薬局中町店	藤津郡塩田町大字馬場下甲七四二 番地五	"

●佐賀県告示第八十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県県土づくり本部河川砂防課、武雄土木事務所及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年二月十日

佐賀県知事 古川 康

南上瀧地区 (追加)

次に掲げる地番の土地に存する標柱五号から標柱十二号までを順次直線で結んだ線、標柱十二号と急傾斜地崩壊危険区域の指定 (平成二年佐賀県告示第三百十二号) の第五号 (以下「既指定」という。) に規定する標柱一号とを直線で結んだ線、既指定に規定する標柱一号と既指定に規定する標柱四号とを直線で結んだ線、既指定に規定する標柱四号と既指定に規定する標柱三号とを直線で結んだ線及び既指定に規定する標柱三号と標柱五号とを直線で結んだ線に囲まれた区域

標柱番号	市	町	大字	字	地番
五	武雄市	朝日町	甘久	八幡平	二七四九番一
六	"	"	"	"	"
七	"	"	"	"	二七四〇番地先河川敷
八	"	"	"	"	二七二三番一
九	"	"	"	"	"
十	"	"	"	"	二七六九番一地先河川敷
十一	"	"	"	"	二七八一番一地先道路敷
十二	"	"	"	"	二七八四番一

●佐賀県告示第八十四号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年二月十日から平成十八年三月九日まで佐賀県交通部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年二月十日

佐賀県知事 古川 康

平成十八年二月十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域	
	変更前の別	幅員 メートル
一般国道 四九八号	区間	延長 メートル
	伊万里市松浦町桃ノ川字名荷谷 四四一九番四地先から 伊万里市松浦町桃ノ川字名荷谷 四四一九番一地先まで	一〇・八 九・四
一般国道 四九八号	区間	延長 メートル
	伊万里市松浦町桃ノ川字名荷谷 四四一九番四地先から 伊万里市松浦町桃ノ川字名荷谷 四四一九番一地先まで	九・八 九・四

●佐賀県告示第八十五号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年二月十日から平成十八年三月九日まで佐賀県交通部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年二月十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域	
	変更前の別	幅員 メートル
一般国道 四四四号	区間	延長 メートル
	小城市芦刈町三王崎字二本松九 〇番一地先から 小城市芦刈町三王崎字牛王一〇 九番一地先まで	一六・八 一五・〇
一般国道 四四四号	区間	延長 メートル
	小城市芦刈町三王崎字二本松九 〇番一地先から 小城市芦刈町三王崎字牛王一〇 九番一地先まで	一五・五 一五・〇

●佐賀県告示第八十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年二月十日から平成十八年三月九日まで佐賀県交通部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年二月十日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 四四四号	小城市芦刈町三王崎字二本松九〇番一地从先から 小城市芦刈町三王崎字牛王一〇九番一地从先まで	平成一八・二・一〇

●佐賀県告示第八十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年二月十日から平成十八年三月九日まで佐賀県交通部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年二月十日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇七号	鹿島市大字中村字九龍四三四番六地从先から 鹿島市大字高津原字永清寺一五二二番五地从先まで	平成一八・二・一〇

●佐賀県告示第八十八号

取引店及び緊急支払店の指定(平成十三年佐賀県告示第百六十四号)の一部を次のように改正し、平成十八年二月二十日から施行する。

平成十八年二月十日

佐賀県知事 古川 康

二の表の株式会社佐賀銀行水ヶ江支店の項中「水ヶ江二丁目」を「本庄町」

に、「農業試験研究センター」を「農業試験研究センター 佐賀東高等学校」に改め、同表の株式会社佐賀銀行南佐賀支店の項を削り、同表の株式会社佐賀銀行岩屋支店の項中「岩屋支店」を「相知支店岩屋出張所」に、「厳木町岩屋」を「厳木町本山」に改める。

○ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定による定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年3月27日までさが元気ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成18年2月10日

佐賀県知事 古川 康

- 1 申請のあった年月日  
平成18年1月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称 特定非営利活動法人 市民生活支援センターふくしの家
- (2) 代表者の氏名 江口 陽介
- (3) 主たる事務所の所在地  
佐賀県佐賀市鍋島三丁目3番20号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害者や社会的弱者などが地域で安心して生活していける社会の実現を図るため、福祉に関する事業を行ない、暮らしやすいまちづくりを推進することを目的とする。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為

に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成18年2月10日

佐賀県知事 古川 康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
鳥栖市姫方町字障子田319番1及び319番9
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
鳥栖市姫方町254番地  
坂本種一

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業(畑地帯総合整備)上場Ⅲ期地区納所換地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年2月10日

佐賀県知事 古川 康

- 1 縦覧に供する書類  
県営土地改良事業(畑地帯総合整備)上場Ⅲ期地区納所換地区換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成18年2月13日から平成18年3月10日まで
- 3 縦覧の場所  
唐津市役所

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年2月10日

収支等命令者

佐賀県佐賀空港管理事務所長 山田 守 克

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名 佐賀空港消防業務委託

(2) 委託業務の仕様等 入札説明書及び佐賀空港消防業務委託仕様書による。

(3) 履行期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

(4) 履行場所 佐賀県佐賀郡川副町大字犬井道9476番地187 佐賀空港

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する規程(平成2年佐賀県告示第444号)第1条第1項に規定する入札参加資格のうち平成17年度の警備業務に係る入札参加資格を、入札書の提出日時時点で有する者

(2) 消防業務に精通し、かつ、消防業務について1年以上指導経験のある者を1名以上有する者

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者

3 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、上記2の(2)を証する書類を平成18年3月10日(金)までに下記4の(3)の場所に提出しなければならない。提出された書類を審査のうえ、入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札の参加者とする。  
なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければ



<p>ばならない。</p> <p>4 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出及び開札の日時及び場所 平成18年3月23日(木) 午前10時 佐賀空港管理事務所 消防会議室</p> <p>(2) 入札書の提出方法 上記(1)の場所に持参すること。 なお、郵便による入札は認めない。</p> <p>(3) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号840-2212 佐賀県佐賀郡川副町大字犬井道9476番地187 佐賀県佐賀空港管理事務所 電話 0952-46-0150</p> <p>(4) 入札説明書の交付方法 平成18年2月10日(金) から平成18年3月10日(金) までの期間(土曜日及び日曜日を除く。)、上記(3)の場所で交付する。 なお、交付時間は午前9時から午後5時までとする。</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 入札保証金 入札書の提出日時までに、見積金額の100分の5以上の金額を納付すること(現金の納付に代え、国債、地方債、日本政府の保証する債権、確実と認められる社債、銀行若しくは確実と認められる金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手、銀行若しくは確実と認められる金融機関が引き受け、若しくは保証若しくは裏書をした手形、銀行若しくは確実と認められる金融機関に対する定期預金債権又は銀行若しくは確実と認められる金融機関の保証を担保として供することも可)。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の納付を免除する。</p> <p>ア 当該入札について保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合</p> <p>イ 過去2年の間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との間で同種及び同規模の契約を複数行い、そのうち2件に係</p>	<p>る履行証明等を提出する場合</p> <p>(2) 契約保証金 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上の金額を納付すること(現金の納付に代え、国債、地方債、日本政府の保証する債権、確実と認められる社債、銀行若しくは確実と認められる金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手、銀行若しくは確実と認められる金融機関が引き受け、若しくは保証若しくは裏書をした手形、銀行若しくは確実と認められる金融機関に対する定期預金債権又は銀行若しくは確実と認められる金融機関の保証を担保として供することも可)。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>ア 当該契約について保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合</p> <p>イ 過去2年の間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との間で同種及び同規模の契約を複数行い、そのうち2件に係る履行証明等を提出する場合</p> <p>(3) 入札の無効 次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。 なお、無効入札とされた者は、再度の入札に加わることができない。</p> <p>ア 参加する資格のない者</p> <p>イ 当該入札について不正行為を行った者</p> <p>ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者</p> <p>エ 保証金を納入しない者及び保証金の納入額が不足する者</p> <p>オ 1人で2以上の入札をした者</p> <p>カ 代理人でその資格のないもの</p> <p>キ 前各号に掲げるもののほか、本入札の条件に違反した者</p> <p>(4) 契約書作成の要否 要</p>
--	--

<p>(5) 落札者の決定方法</p> <p>ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。</p> <p>イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>(6) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>次のとおり一般競争入札に付します。</p> <p>平成18年2月10日</p> <p>収支等命令者 佐賀県出納局用度管財課長 久保修</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 印刷物名 県民だより (パンフレット)</p> <p>(2) 印刷予定数量 300,500部 (1回当たり)、年12回発行</p> <p>(3) 納入期限 発行日の4日前(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)</p> <p>(4) 履行期間 契約締結の日から平成19年3月31日まで</p> <p>(5) 納入場所 佐賀市及び鹿島市分は県指定業者に、唐津市及び伊万里市分は市指定の場所に、その他の市町村分は各市町村役場に納入すること。ただし、合併した市町村については、各支所(旧役場等)に納入を依頼する場合がある。</p> <p>(6) 入札方法 1部当たりの単価(消費税及び地方消費税相当額を含まない金額)で入札すること。</p> <p>2 入札参加資格</p>	<p>(1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程(昭和41年佐賀県告示第129号)第1条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で作有すること。</p> <p>(2) 原稿を渡した日から7日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に印刷物を納入できること。</p> <p>3 入札参加資格を得るための申請の方法</p> <p>(1) 上記2の(1)の資格のない者で競争入札への参加を希望するものは、佐賀県所定の入札参加資格認定申請書様式に必要事項を記入のうえ持参して提出すること。</p> <p>(2) 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所 郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県出納局用度管財課用度担当 電話 0952-25-7194 Email: youdokanzai@pref.saga.lg.jp</p> <p>(3) 申請書様式の入手先 上記(2)の部局又は佐賀県ホームページ(<a href="http://www.pref.saga.lg.jp/">http://www.pref.saga.lg.jp/</a>)</p> <p>4 入札者に求められる義務 入札に参加しようとする者は、原稿渡しから納入までの作業計画書を入札前日(平成18年3月31日)までに上記3の(2)の場所に提出しなければならない。提出された計画書を審査のうえ、入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札の対象者とする。</p> <p>なお、提出した計画書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。</p> <p>5 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 上記3の(2)の部局</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 平成18年3月13日から平成18年3月31日までの</p>
---	--

期間上記3の(2)の部局で随時交付する。

(3) 入札書の提出方法 上記3の(2)の部局に持参し、又は郵送すること。

なお、郵送の場合は書留郵便とすること。

(4) 入札書の提出期限 平成18年4月3日午前11時

(5) 開札の日時及び場所 平成18年4月3日午前11時30分  
佐賀県庁本館 1階入札室

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号) 第103条  
第2項第2号により免除する。

イ 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除する。

(3) 入札の無効 次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 1人で2以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のないもの

カ ア～オに掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 再入札の参加について

郵送で入札書を提出した者については、再入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

ア 入札書比較価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を契約の相手方とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当

該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(7) 詳細は、入札説明書による。

(8) この調達契約は、1994年4月15日ラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

(9) この公告に関する入札は、当該調達契約に係る平成18年度予算が成立しない場合は、行わないものとする。この場合は、佐賀県公報により公告する。

7 Summary

(1) The nature and quantity of the products to be purchased :

Correspondence to people living in Saga Prefecture (Pamphlet)

Amount needed : 300,500 copies (per issue), 12 issues per year

(2) Deadline : 11:00 A.M.3 April, 2006

(3) For more information, Contact : Supplies & Property Custody Division, Saga Prefectural Government, 1-1-59 Jonai Saga-Shi Saga-Ken 840-8570 Japan TEL 0952-25-7194

○ 出 張

平成十八年一月二十五日付佐賀県公報第一二二〇号第二号

頁	種 別	職 名	出
3	出張	就任年月日	退任年月日

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年二月十日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷